

令和5年2月第2回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金）
午前10時00分から午前10時45分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員（41人）
会 長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美
5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平
9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝
14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明
24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利
28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三
32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦
36番 池田琢壘 37番 池田和道 38番 各務和裕 40番 山中正義
42番 井上 達 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員（5人）
農業委員 13番 長鉦忠明 17番 松本正幸
推進委員 39番 東郷朝夫 41番 池田久美子 43番 入澤靖昭
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第11号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の
審議について
日程第6 議案第12号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に
ついて
日程第7 議案第13号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用
集積計画の決定について
日程第8 報告第3号 農地転用の制限の例外に係る届出について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史
加藤真弓

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、改めまして皆さんおはようございます。
ただいまから令和5年2月総会を開催いたします。
それでは、会長、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。

雪の中、道路状況の悪い中、皆さんご出席いただきまして大変ありがとうございます。今年是非常に厳しい冬を迎えております。1月にはかなり記録的な雪が積もりまして、住民の皆さんは困難なことがあったかというふうに思います。農業施設等もかなり被害が出たようです。まだ寒い時期が続きます。来週もまた寒気が来るんじゃないかという予報も出ておりますので、しっかりと対策のほうを取っていただければというふうに思います。

今日もいろいろ説明がありましたけど、農業委員、最適化推進委員の方の任期がもう半年ほどで切れるということでございます。続けていただければ非常にありがたいと思います。地域でしっかりと話していただきながら、後の方の人選のほうもお願いしたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それでは、これから2月の総会を始めます。よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、会議のほうに入らせていただきます。

まず、本日の欠席委員の方は2名の方、13番委員、17番委員から欠席のその旨通告をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中17名で定足数に達しておりますので、2月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

- 議長 異議なしと認めます。
それでは、議事録署名委員は、9番、 委員、10番、 委員を指名いたします。
日程2、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局主事 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
1ページをお開きください。
本日、審議していただく件数は3件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
番号1でございますが、落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆2,068㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 25番推進委員 議長。
- 議長 はい、25番推進委員。
- 25番推進委員 25番推進委員です。
番号1につきましてご報告させていただきます。
番号1につきましては、令和5年2月1日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は近所同士です。譲渡人は高齢のため、農地の管理ができなくなり、周囲の人も高齢で管理してくれる人もおらず、耕作放棄地、荒廃地になることも考えていましたが、隣に倉庫を所有している譲受人に相談したところ、譲受人が荒廃地になるようなら草刈りぐらいは自分ができるということで売買の話がまとまり、譲受人が取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は草刈り機、管理機などは所有しておりますが、現在必要な作業の一部は委託して、所有している農地は荒らすことなく全て作付を行っています。取得後も同様に管理していくと思われまふ。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆201㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号2についてご説明申し上げます。

2月1日に譲受人の夫と現地確認をいたしております。譲渡人については、長女の方と電話で話をいたしました。譲受人と譲渡人は同じ部落の知人でございます。譲渡人は譲受人から今回対象の自分の土地の周辺の土地を借りて耕作を行ってききましたが、譲渡人が耕作できなくなったため、借りていた土地を返すとともに自分の土地の売買により譲受人に頼むということで話がまとまり、権利移転を行うものでございます。現在、譲受人は夫婦で農業を行っており、水稻、野菜、また景観作物などを作っております。トラクター、管理機等の農機具も所有しており、申請の土地についても十分今後耕作していくものと思われま。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われま。ので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3につきましては38番推進委員が譲受人となっている事案です。ので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、総会議案の審議開始から終了まで退席ということになります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので退席をお願いいたします。

それでは、番号3につきまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田3筆4,959㎡、畑1筆921㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の説明を行ってください。

2番委員さん、よろしく申し上げます。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 3番についてご説明いたします。

本件につきましては、去る2月3日に譲受人立会いの下、聞き取り調査を行いました。現地は多くの雪が積もっており現地確認は目視でしましたが、断念し、図面上で確認しております。譲受人と譲渡人は親戚関係で、譲渡人は長年にわたり仕事の関係上、岡山市に在住しており、対象農地は別の親戚の畜産農家が牧草を作り管理をしてきました。しかし、高齢化が進行し管理ができなくなったため、農地を本人に一旦返しましたが、後継者が近隣にいないことから近くの親戚の譲受人との話がまとまり、無償譲渡で贈与による権利移転をするものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は高齢者で独り暮らしですが、大変元気でいろいろな地域のボランティアをしながら現在水稲25アールを耕作しています。5年度から真庭ブランド、青大豆キヨミドリの作付を予定しておるそうです。コンバイン、トラクター、田植機など必要な農機具は全て完備しており、農地取得後も率先して農業に従事し耕作されるものと認められます。その他指摘事項はございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、ここで番号3の質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第8号、番号3を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、番号3は、原案のとおり可決されました。
それでは、ここで議事参与の制限によって退室しておられました38番推進委員の入室を許可いたします。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより番号1と番号2の質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第8号、番号1、番号2の採決をいたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議については、番号 1、番号 2 は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 3、議案第 9 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第 9 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は 2 件でございます。

3 ページをご覧ください。

番号 1 でございます。

申請人（落合）は、対象である農地は周囲の道路等から低い位置にあり、水はけが悪く耕作が不便なことから、申請地、田 7 筆、合計 5, 8 5 0 m²を造成し、畑として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、全筆農振農用地で 1 種農地と判断されます。転用に伴う費用は、県が行う公共工事発生残土を利用し県が施工するため 〇 円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、造成工事完了後の作付計画書が添付されております。また、本案件は規模、盛土の高さ、赤線等の関連から、岡山県及び市の財産活用課、都市住宅課、環境課などの関連部署とも協議をし、全て要件を満たしていることを確認しております。なお、本案件は面積が 3, 0 0 0 m²を超えているため、岡山県農業会議常設審議委員会の諮問案件となります。一時転用期間は、許可後から令和 8 年 1 月 2 9 日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果につきまして、この件は担当地区が分かれていますが一括して 2 5 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

2 5 番推進委員 議長。

議 長 はい、2 5 番推進委員。

2 5 番推進委員 2 5 番推進委員です。

番号 1 につきまして、令和 5 年 1 月 3 1 日に申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、本申請地は令和 4 年 8 月にクナ田のため盛土をして使用するという事で申請人がこの土地を取得した土地です。ここで

本格的に盛土を行い乾きをよくしてオリーブなどを植えるため、畑に地目変更するものです。申請地の位置ですが、国道313号線[REDACTED]西南に約800m、[REDACTED]東へ150mのところに位置します。周辺の状況ですが、東が農道と田、西が宅地と田、南が田、北が田。周辺農地への影響ですが、周辺は田んぼに囲まれておりますが、平均2m程度の盛土で畑として利用するため、建物などは一切建てないため、日照、通風などの影響はないと思われます。その他指摘事項は特にございませぬ。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございまして。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございませぬ。

申請人（落合）は、現在の墓地が急傾斜地を登った場所にあるため、墓参りや維持管理が困難となってきたことから、畑1筆19㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されませぬ。転用に伴う費用は、土地造成等[REDACTED]円。費用の内訳として、自己資金[REDACTED]円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございませぬ。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号2番について、現地確認は昨年したんですが、2月4日にお話をさせていただきました。転用しようとする事由の詳細ですが、現在申請人は岡山に住まわていて、この申請地はご実家になります。今墓地があるのは母親の実家で部落の共同墓地です。そこは急勾配で、年々年を取るため、草刈り機や油を持って上がるのが困難になってきたのでご実家に移設することになりました。申請地の位置ですが、[REDACTED]から東に50mのところになります。実家の前になります。周囲の状況は、東は赤線道を隔てて隣の車庫です、西は赤線道を隔てて実家になります、家です、南は近所の畑になります、北は赤線道を隔てて所有の原野になります。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は一般的な個人の墓地であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われませぬ。また、近所の同意も得ていませぬ。その他指摘等はありません。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございまして。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第9号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は2件となっております。
5ページをお開きください。
番号1でございます。

申請人、使用借人（市外）は、現在岡山市でアパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭となり、将来的なことを考え、実家に隣接する申請地、田1筆117㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、居宅及びカーポートを建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入については孫と祖父の間での使用貸借契約のため、〇〇円、土地造成〇〇〇〇円、建物施設万〇〇〇〇円。資金の内訳として、借入金〇〇〇〇〇円。建蔽率は31%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

2月1日に立会い調査を行いました。転用しようとする詳細ですけど、使用貸人からすると、借り人は孫に当たります。今回ひ孫が[]入学するために岡山市より転居することになり、自宅横の田に家を建てるため申請するものです。申請地の位置等ですけど、国道313号線[]の西側に当たります。周辺の状況ですが、東[]、西が自宅になります、南が市道、北側が[]となります。周辺農地への影響ですが、周りに水田、畑は全くなく、何の影響もないと思われます。その他指摘事項は特にありません。審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、使用借人（川上）は、現在妻の実家で母と子と同居しておりますが、建物が老朽化してきたことや子供の成長に伴い手狭となったため、申請地、田1筆200㎡を、使用貸人（川上）から借り受け、居宅を建築するため、転用申請するものです。住宅ローンの借入申請を夫婦連名で行うため、妻名義の土地を夫婦が持分2分の1ずつ使用貸借した形式を取っております。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[]円、建物施設[]円。資金の内訳として、借入金[]円。建蔽率は25%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、46番推進委員さんから説明をお願いいたします。

46番推進委員 議長。

議 長 はい、46番推進委員。

46番推進委員 46番です。

現地確認を2月2日に申請人立会いの下で行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、事務局からあったように、申請人の現在の家が古く老朽化しておりリフォーム等では補いがつかず、また冬場には道幅が狭く私道が長いため、除雪車両等が入ってこられず申請人がトラクターで除雪しないと車の出入りができないなど不便が多いため、道路に面している農地を一部転用してこのたび新築するものでございます。申請地の位置等ですが、[]の前の市道を挟んだ反対側にあります。周辺の状況ですが、東が田、西が水路、南が市道、北が田。周辺農地への影響等ですが、一般住宅のため影響は全くありません。その他指摘事項について

もありません。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第11号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局次長

議案第11号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日まで審議いただく案件は1件でございます。

7ページをご覧ください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

本案件は、申請人が令和4年1月12日付、真農委指令第401号で農地法第4条第1項の規定により一時転用許可を受けた案件でございます。変更の理由ですが、農地造成に当たり施工業者へ造成工事を依頼しておりましたが施工業者が予期せぬことで多忙となり、造成工事が期間内に完了できず一時転用期間を延長するため、変更申請するものです。一時転用期間は、当初の申請から3年間の令和7年1月11日まで延長するものです。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願いいたします。

37番推進委員 議長。

議 長 はい、37番推進委員。

37番推進委員 37番でございます。

本案件について説明させていただきます。

この案件は先ほど事務局のほうから説明がありましたように、農地造成を目的といたしまして一時転用の申請書を令和4年にいたしまして、令和4年1月12日、真農委第401号で許可していただきまして業者のほうに発注いたしておりました。業者のほうも作業に着手いたしまして肥土を剥いておりましたが、公共事業等の災害復旧工事がたくさん発注されまして、請け負っていた業者が災害復旧の工事のほうに回り、事業の進捗が大変遅れ、再度一時転用の期間の延長の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第12号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第12号について、9ページをお開きください。

議案第12号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和5年2月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全37筆ございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手をお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第12号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第12号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程7、議案第13号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第13号について、13ページをお開きください。

議案第13号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸しによる利用権設定を同時に行うものです。従来は集積計画と配分計画の2段階を踏んでの処理を行っていましたが、一括方式はそれらを同時に行うことで事務処理を簡素化し、1つの議案として提案できるものとなります。

案といたしまして、令和5年2月10日付で公告の予定でございます。内容につい

ては、議案書に記載のとおりで全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手をお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第13号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第13号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程8、報告第3号、農地転用の制限の例外に係る届出についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 15ページをお開きください。
報告第3号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。
以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第3号につきまして、質問、意見等がございましたらお願いします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
この案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。
皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、以上をもちまして2月総会を閉会したいというふうに思います。
次回3月総会は3月10日金曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします
します。

(午前10時45分 閉会)

